

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨及び
令和7年8月20日からの大雨により被災された方に
保険料の免除を行っています

1. 被害区分による免除額

被害区分	免除額	災害救助法の適用市町村
全焼または全壊 及び全部冠水	保険料3ヵ月分	秋田県、石川県、山口県、熊本県、鹿児島県の 一部市町村 最新の適用市町村は内閣府防災情報のページ http://www.bousai.go.jp をご覧ください。
半焼または 半壊、床上1m 以上の冠水	保険料2ヵ月分 ※右記の災害救助法の適用 市町村に住所を有する組合員 のみ保険料3ヵ月分を免除	
床上1m 未満の冠水	保険料1ヵ月分	

※ 4ヵ月目以降については、国保組合に対する国の財政支援の考え方、免除措置の延長の通達など
が出された段階で改めて検討します。

2. 保険料の免除を受けるとき

被災された方は以下の書類を提出します。

- ① 保険料徴収猶予または減免に関する申請書
(記号番号、氏名、住所、免除を受ける理由等を記載)
- ② 被災証明等免除の理由を証明する書類
(消防署、地方自治体などの公的機関発行の証明書)